

☎総和庁舎 Tel.92-3111
☎古河庁舎 Tel.22-5111
☎三和庁舎 Tel.76-1511
☎健康の駅 各課直通電話番号
☎古河福祉の森会館 Tel.48-6881～4
各庁舎の住所は29ページをご覧ください

市役所から

各施設の臨時休館

■とねミドリ館

期日 1月7日(土)・8日(日)

問 とねミドリ館

Tel.92・4000

■古河福祉の森会館

期日 1月14日(土)・15日(日)

問 ☎健康づくり課

Tel.48・6882

マイナンバーカード

交付のため休日開庁します

交付通知書に記載された書類を持参してください。申請のサポートも行います。

期日・場所

①1月8日(日)：☎市民総合窓口室

②1月29日(日)：☎市民総合窓口受付時間 8時30分～11時30分、13時～17時

※指定場所以外で交付を希望する人は①1月4日(水)②1月25日(水)までにご連絡ください。

問 ☎市民総合窓口課

年末年始ごみの収集品目一部変更

年末年始にかけて、収集品目を一部変更します。

■古河地区

○火木土コース

・12月19日(月)：カン↓金物類

・12月26日(月)：金物類↓カン

○月水金コース

・12月20日(火)：カン↓金物類

・12月27日(火)：金物類↓カン

■総和・三和地区

○火木土コース

・1月9日(月)：古着類↓カン

○月水金コース

・1月10日(火)：古着類↓カン

問 ☎環境課

戸別訪問収集に「可燃ごみ等」が追加されます

集積所に出している可燃ごみ等を訪問収集します。袋は必ずバケツやプラケース、ネット等に入れてください。

収集日時 金曜日8時～15時

※収集日時の指定はできません。

費用 500円

個数 1回1袋(45リットル)「袋内で小分けにすれば複数品目可」
申込 ☎環境課、☎市民総合窓口課、☎市民総合窓口室、古河クリンセンター☎
※収集開始は1月6日(金)～。受付件数によっては日程調整を行う場合があります。
問 ☎環境課

集団健診(2月健診分)

今年度最後の集団健診です。

対象 市内在住の30歳以上

※年齢と健康保険の種類により検診項目・費用は異なります。

申込 ○12月1日(木)・13日(火)HP

○12月7日(水)・10日(土)TELコール

センター(Tel.0570・077・150)に申し込み「受付時間…9時～17時」

問 ☎健康づくり課

Tel.48・6882

除者証と申請書を☎高齢介護課、☎市民総合窓口課、☎市民総合窓口室のいずれかへ提出☎
☎高齢介護課Tel.92・4921

20歳になったら国民年金

国民年金は老後の所得保障だけでなく、病気やけがで重い障がいが残ったときなどにも年金が支給

され、人生の「万が一」をサポートする公的年金制度です。保険料の納付が困難な場合は、免除(全額・一部)や納付猶予、学生納付特例の制度があります。
※学生納付特例申請の際には、学生証(両面コピー)を持参ください。
問 ☎国保年金課

ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等支給事業

対象 次の①～⑤全てを満たす人

①市内在住で20歳未満の児童を養育するひとり親家庭の母または父

②児童扶養手当を受けている人、または同等の所得水準にある人

③養成機関で1年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる人(今年度修業を開始した人に限り、修業期間6カ月以上の資格も対象になる場合有り)

④就業または育児と修業の両立が困難な人

⑤過去にこの給付(同様の給付を含む)を受けたことがない人

対象資格 看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、栄養士、美

容師などの国家資格

支給期間 修業中、4年を限度

支給額 市民税非課税世帯…月額10万円、市民税課税世帯…月額7万500円

※修了前1年間は、月額4万円増額。申請月分から対象となり、翌月から支給を開始します。

申込・問 相談の上、申し込み☎

☎子ども福祉課

ひとり親家庭の児童に入学祝品を贈呈します

(福)茨城県母子寡婦福祉連合会では、ひとり親家庭(母子・父子)の令和5年度小学校入学予定児童に、入学祝品(学用品)を贈呈します。

申込期限 1月6日(金)☎

申込・問 ☎子ども福祉課

高齢介護課からのご案内

■介護保険制度による障害者控除対象者認定

65歳以上で障がいのある人は、障害者手帳等がない場合でも「障害者控除対象者認定書」をもって、所得税と住民税の障害者控除が受けられる場合があります。

対象 次の①～③全てを満たし、

④または⑤の状態である場合

①本人または扶養者が、所得税または住民税の課税対象者②要介護認定の有効期間が令和4年中の人③おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降の人④寝たきり状態で、おむつを使用している人

※別途「おむつ使用証明書」が必要な場合があります。

※「確認書」は後日発行します。

【共通事項】

申込・問 対象者の介護保険被保

除者証と申請書を☎高齢介護課、☎市民総合窓口課、☎市民総合窓口室のいずれかへ提出☎

☎高齢介護課Tel.92・4921

除者証と申請書を☎高齢介護課、☎市民総合窓口課、☎市民総合窓口室のいずれかへ提出☎

☎高齢介護課Tel.92・4921

除者証と申請書を☎高齢介護課、☎市民総合窓口課、☎市民総合窓口室のいずれかへ提出☎

☎高齢介護課Tel.92・4921

除者証と申請書を☎高齢介護課、☎市民総合窓口課、☎市民総合窓口室のいずれかへ提出☎

☎高齢介護課Tel.92・4921

☎高齢介護課Tel.92・4921

☎高齢介護課Tel.92・4921

され、人生の「万が一」をサポートする公的年金制度です。保険料の納付が困難な場合は、免除(全額・一部)や納付猶予、学生納付特例の制度があります。
※学生納付特例申請の際には、学生証(両面コピー)を持参ください。
問 ☎国保年金課

ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等支給事業

対象 次の①～⑤全てを満たす人

①市内在住で20歳未満の児童を養育するひとり親家庭の母または父

②児童扶養手当を受けている人、または同等の所得水準にある人

③養成機関で1年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる人(今年度修業を開始した人に限り、修業期間6カ月以上の資格も対象になる場合有り)

④就業または育児と修業の両立が困難な人

⑤過去にこの給付(同様の給付を含む)を受けたことがない人

対象資格 看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、栄養士、美

容師などの国家資格

支給期間 修業中、4年を限度

支給額 市民税非課税世帯…月額10万円、市民税課税世帯…月額7万500円

※修了前1年間は、月額4万円増額。申請月分から対象となり、翌月から支給を開始します。

申込・問 相談の上、申し込み☎

☎子ども福祉課

☎子ども福祉課

☎子ども福祉課

☎子ども福祉課

☎子ども福祉課

☎子ども福祉課

☎子ども福祉課

☎子ども福祉課

☎子ども福祉課

☎子ども福祉課

☎子ども福祉課

☎子ども福祉課

☎子ども福祉課

☎子ども福祉課

☎子ども福祉課

☎子ども福祉課

☎子ども福祉課

☎子ども福祉課

☎子ども福祉課

☎子ども福祉課

☎子ども福祉課

☎子ども福祉課

☎子ども福祉課

☎子ども福祉課

☎子ども福祉課

☎子ども福祉課

☎子ども福祉課

☎子ども福祉課

☎子ども福祉課

☎子ども福祉課

☎子ども福祉課

☎子ども福祉課

☎子ども福祉課

☎子ども福祉課

☎子ども福祉課

☎子ども福祉課

☎子ども福祉課

☎子ども福祉課

☎子ども福祉課

☎子ども福祉課

☎子ども福祉課

☎子ども福祉課